

平成19年12月3日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係 長 松尾和久  
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

|         |     |   |   |   |   |   |
|---------|-----|---|---|---|---|---|
| 市       |     | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副       | 市   | 長 | 古 | 賀 |   | 滋 |
| 副       | 市   | 長 | 大 | 田 | 芳 | 洋 |
| 教       | 育   | 長 | 浦 | 郷 |   | 究 |
| 総       | 務   | 部 | 大 | 庭 | 健 | 三 |
| 企       | 画   | 部 | 末 | 次 | 隆 | 裕 |
| 営       | 業   | 部 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| く       | ら   | し | 國 | 井 | 雅 | 裕 |
| こ       | ど   | も | 松 | 尾 | 茂 | 樹 |
| ま       | ち   | づ | 松 | 尾 |   | 定 |
| 山       | 内   | 支 | 藤 | 崎 | 勝 | 行 |
| 北       | 方   | 支 | 大 | 石 | 隆 | 淳 |
| 会       | 計   | 管 | 森 |   | 基 | 治 |
| 教       | 育   | 部 | 古 | 賀 | 堯 | 示 |
| 水       | 道   | 部 | 伊 | 藤 | 元 | 康 |
| 市       | 民   | 病 | 田 | 栗 | 和 | 明 |
| 総       | 務   | 課 | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| 財       | 政   | 課 | 久 | 原 | 義 | 博 |
| 企       | 画   | 課 | 角 |   |   | 眞 |
| 選挙管理委員会 | 事務局 | 長 | 大 | 宅 | 敬 | 一 |
| 監査委員事務局 | 局長  |   | 山 | 下 | 眞 | 琴 |
| 農業委員会   | 事務局 | 長 | 森 | 山 | 義 | 秀 |

議 事 日 程

第 1 号

12月3日(月)10時開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の諸報告
- 日程第4 市長の提案事項に関する説明
- 日程第5 教育長の教育に関する報告
- 日程第6 意第3号 射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書  
(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第7 決議第1号 安全・安心都市宣言に関する決議(趣旨説明・質疑・所管  
常任委員会付託省略・討論・採決)

開 会 10時2分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年12月武雄市議会定例会を開会いたします。

去る11月8日、市内の病院において、けん銃により入院患者が殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。このことは安心して平穏な生活を送りたいという市民の願いを踏みにじるもので、断じて許すことはできません。ここに被害者宮元様の御冥福をお祈り申し上げ、議会として関連の意見書、決議を発議し、このような凶悪事件の再発防止に努めたいと存じます。

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第52号議案から第70号議案まで19件の議案と報告1件及び議員から提出されました意見書第3号、決議第1号並びに請願第2号を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。議会運営委員会の答申を御報告申し上げます。

平成19年12月武雄市議会定例会の招集に基づきまして議長から諮問がありましたので、11月30日、議会運営委員会を開き、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3．一般質問の質問順序について、第4．決算審査特別委員会の報告について、第5．意見書及び決議の取り扱いについて、以上5項目でございます。

本定例会において審議されます議案等は、ただいま議長から上程になりました条例議案10件、補正予算議案9件、報告1件、請願1件、それに議員から提出されました意見書1件及び決議1件の計23件でございます。

なお、追加議案として、事件決議議案と人事案件が予定されております。

そのほかに9月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました企業会計、一般会計及び特別会計の決算認定議案12件につきましては、一般会計等決算審査特別委員長及び特別会計等決算審査特別委員長から、それぞれ審査終了の報告が議長あてに提出をされておりますので、本議会においてお諮りすることになります。

以上の件について協議いたしました結果、審議順序は意第3号及び決議第1号については、事の重大性にかんがみ本日の議題とし、委員会付託を省略し、採決することで意見の一致を見ました。

他の議案の審議順序及び委員会付託の要否については、審議順序は議案番号順に行い、全議案を所管の常任委員会に付託し、第62号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第7回）につきましては、所管の常任委員会に分割付託することに決定をいたしました。

なお、追加議案につきましては、提出された時点で議会運営委員会を開き、協議していくことになりました。

次に、一般質問は20名の議員から76項目の通告がなされております。

質問順序の抽せん結果はお手元に配付のとおりで、抽せん番号順に1日目の10日から11日、12日、13日の4日間、それぞれ5名とし、いずれも午前9時開議とすることを決定いたしました。

また、質問時間については、答弁を含めて90分であります。

次に、決算審査特別委員会の報告の件でございますが、14日の議案審議の最初に報告を行っていただくことになりました。両決算審査特別委員長におかれましては、よろしく願いをいたします。

以上のことを考慮し、休会等を含め検討いたしました結果、会期は本日3日から21日までの19日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細については、お手元に配付のとおりであります。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり

り、本日3日から21日までの19日間と決定いたしたいと思えます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日3日から21日までの19日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に18番大渡議員、21番吉原議員、26番川原議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告は、文書をもってお手元に配付いたしておりますので、配付をもって報告にかえさせていただきます。

日程第4．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

平成19年12月武雄市議会定例会の開会に当たり、市政に関する重要案件並びに御提案いたしました条例議案等及び平成19年度補正予算議案について、その概要を私から御説明申し上げます。

11月8日、朝日町において、銃の発砲という凶悪事件によって、とうとい市民の命が奪われました。私は、法秩序を無視した前代未聞のこのような暴挙を断じて許すことができません。事件発生後、直ちに議会と共同し、警察機関に容疑者の一刻も早い逮捕を要請するとともに、関係機関や市民の皆様と連携し、市内全域における青色回転灯防犯パトロールの強化、通学路における児童・生徒の保護者、交通安全指導員及び防犯協会による立哨指導、小学校における集団登下校、中学校における一斉下校の実施、市民間の「声かけ」など市民相互の連携など市民の日常生活の安全確保に取り組んできたところであります。

ここに改めて犠牲になられました宮元洋さんの御冥福を心よりお祈り申し上げる次第であります。

報道によりますと、市民に大きな不安と脅威を与えたこの事件にかかわった疑いが強いという男が11月25日、福岡県大野城市において別の容疑で逮捕されました。私は事件の全容が一日も早く明らかになり、市民が安心して暮らせる平穏な日々が戻るよう願うとともに、どのような暴力も見逃さず、暴力に負けない勇気と知性を持って、暴力根絶に向けた市民総参加の取り組みを進めてまいります。

次に、「TAIZO+TAKEO展」について申し上げます。

11月1日から39日間にわたり、「この秋、武雄は写真のまちになる」をテーマに「TAIZO+TAKEO展」を開催いたしております。世界に誇る武雄市出身の報道カメラマンノ瀬泰造氏の生誕60年を記念し、泰造さんの本格的な写真展としての「TAIZO展」を

開催するとともに、全国から一般公募した写真を展示する「T A K E O展」を同時開催しております。

「T A I Z O展」では、泰造さんが戦火のベトナム、カンボジアで撮られた写真の中から126点を図書館・歴史資料館に展示し、その写真は多くの来館者の皆様の胸を打ち、心に響き、「泰造」のすごさ、すばらしさを実感していただいているものと思います。

また、「T A K E O展」では、「たっしゃかばあちゃん」を題材としたテーマ部門及びフリー部門をあわせて展示し、作品は外国からのものを含め約3万点もの応募がありました。応募作品の展示会場として、武雄温泉新館を初め、まちなかの旅館、ホテル、店舗など数多くの提供をいただき、写真に彩られた「写真のあるまち武雄」を全国に発信できたものと思います。

議員各位を初め、「T A I Z O + T A K E O展」を応援していただいた皆様、ごらんいただいた皆様に心より感謝を申し上げますとともに、まだごらんになっていない皆様は12月9日までの期間中にぜひ足をお運びいただきますようお願い申し上げます。

また、10月1日、武雄と大分県の湯布院及び熊本県の小国杖立の3つの温泉地が連携して、観光振興を図っていくための「九州三湯物語」と銘打った共同事業の実行委員会を発足いたしました。3地域の温泉とそれぞれの特色を活かした観光イベントを組み合わせ、魅力ある周遊ツアーの企画、情報発信などを共同で取り組み、観光振興とまちづくりの推進を目指すものであります。今後、実行委員会を中心に観光客誘致のための観光客のニーズにこたえた周遊ツアーの企画、3地域の交流事業等の検討を進め、「九州三湯物語」の本格的なデビューを果たしたいというふうに思っております。

次に、都市基盤整備の重点事業として取り組みを進めてまいりました公共下水道事業及びJR佐世保線武雄温泉駅付近連続立体交差事業について申し上げます。

念願の公共下水道事業につきましては、12月1日から武雄町大字富岡及び昭和の一部の供用を開始することとなりました。関係地区の皆様には、河川の水質保全、衛生的で快適な生活環境をつくるため、一日も早い公共下水道への接続をお願いいたします。

また、佐賀県及びJR九州とともに整備を進めてきました武雄温泉駅付近の連続立体交差事業につきましては、来年2月、鉄道の高架切りかえと新駅の1次開業を迎えることとなりました。これにより8カ所の踏切が除去されることから、円滑で安全な道路交通が確保され、南北市街地の均衡ある発展に大きく貢献するものと考えております。

最後に、大町町からの合併協議の提案への対応についてであります。

11月13日、大町町長から本市と大町町との合併協議について提案がございました。今後の対応につきましては、議会、市民の皆様の御意見を伺いながら、少なくとも来年3月末までに第1回目の話し合いの場を持ちたいと考えております。

それでは、今回提案いたしました議案について説明に入ります。

まず、条例議案について御説明いたします。今回の条例議案につきましては、新規条例 2 件、一部改正条例 8 件の計 10 件の条例を提案いたしております。

「武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例」につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるもので、職員の大学等課程の履修、国際貢献活動を行う際の休業に関する条例であります。

「武雄市景観条例」は、本市の景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な景観の形成に資するため、景観法に規定するもののほか、必要な事項を定めるものであります。条例の制定後に定める武雄市景観計画により、良好な景観づくりが図られるものと期待いたしております。

また、一部改正条例のうち、「武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例」、「武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」、「武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」、「武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきましては、引用条文の整備や法律の改正に伴い制度を取り入れるための条例改正であります。

また、「武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員に準じ職員の給与について改正するものであります。

武雄市行政問題専門審議会において審議をお願いしておりました水道料金、下水道料金の見直しにつきましては、今後、審議会で新料金案が提案されましたので、審議会の意向や財政状況を総合的に判断し、料金を改定する条例議案として、「武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例」、「武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を提出いたしております。水道料金及び農業集落排水施設の使用料につきましては、現在のところ合併前の区域ごとの料金としておりましたが、これらの条例改正により武雄市として統一した料金に改正しようとするものであります。

「武雄市給湯条例の一部を改正する条例」は、これまでの給湯料金の見直しにつきまして、水道料金を改正することにあわせて見直しております。水道料金の改正に伴い給湯料金をも改正するものであります。

次に、補正予算議案についてであります。一般会計補正予算（第 7 回）及び特別会計補正予算を 8 件、水道事業会計補正予算及び病院事業会計補正予算を提案しております。

多くは事務事業費のこれまでの実績と今後の見込みによる補正であります。一般会計補正予算の主なものといたしましては、公共下水道に接続するための本庁舎の汚水処理設備改修工事や西杵住宅の雨漏り防止のための屋根防水工事など施設の整備に要する経費であります。

そのほか教育部門におきましては、市内小中学校教育用パソコン等の整備に要する経費を

計上いたしております。現在、市内の小中学校におきましてはパソコンを活用した授業を行っておりますが、学校間でシステムの内容が異なること、パソコン本体の老朽化が進んでいることから、国の財政支援をお願いしたところ、その見通しがつきましたので、今回、教育用パソコン等を整備し、教育環境の整備を図ることといたしております。

詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明をさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。

一刻も早く風邪を治して一般質問等に臨みたいと思います。御迷惑、御不便をかけて申しわけございません。ありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

日程第5．教育長の教育に関する報告を求めます。浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

教育に関する報告を申し上げます。

先月11月8日、市内の病院において入院中の患者さんがけん銃で撃たれ、死亡されるという痛ましい事件が発生いたしました。被害者御家族の心中を察しますと、沈痛のきわみであります。

事件発生を受け、児童生徒の安全・安心を確保するために、緊急教育委員会を初め、臨時に校長会や市連合PTA会長会を開催いたしました。市内小中学校においては、集団登下校・一斉下校という緊急措置をとるとともに、各小中学校のPTA・育友会を中心とした登下校時の立哨指導、交通指導員や消防団・関係機関職員による朝夕の防犯パトロールの実施など、市民挙げての協力をいただきましたことに対し、ここに改めて厚く感謝申し上げます。

今後とも、安全・安心なまちづくりを目指し、子供たちを見守っていただきますよう学校・家庭・地域が一体となった取り組みをより強力に推進していきたいと考えております。

学校教育について申し上げます。

6月27日の北方幼稚園を手始めに、これまで市内13校の学校訪問を実施いたしました。各校とも積極的な教育活動の公開、地域との連携を図りながら、地域ぐるみの教育、特色ある学校づくりに向けた努力をしてもらっております。12月7日には市教育委員会委嘱事業として、武雄小学校で「自己表現力を伸ばし、学ぶ楽しさを実感できる子どもの育成」の内容で表現力の育成向上に向けた取り組みの発表が予定されております。

東川登小学校校舎・給食室改築工事につきましては、来年3月末の完成を目指し、順調に進んでおります。朝日小学校グラウンド整備工事につきましては、用地取得を終え、先月中旬に着工いたしました。

学校スポーツ活動につきましては、去る11月6日、白石町で開催された佐賀県中学校駅伝大会で山内中学校が優勝し、12月1日、鹿児島県指宿市で開催の九州大会への出場、12月15



日、山口県山口市で開催の全国大会への出場を決めるなど、大いに活躍しております。

こども部との連携協力により取り組んだ青少年育成事業につきましては、各町の青少年育成町民会議やトムソーヤ地区推進会議を中心に、小中学校や関係団体等の御協力をいただき、日ごろの学校での学習や地域での活動を発表する「第2回武雄市トムソーヤフェスティバル～未来へはじけるたけおっ子～」を開催いたしましたところ、多くの方々に御参加いただきました。

また、「わんぱくスクール」「放課後子どもプラン推進事業」「地域活動の日事業」などを体験活動事業として実施しております。

公民館活動につきましては、「スポーツの秋」「文化・芸術の秋」にちなみ、各町公民館とも運動会、文化祭など多彩な催しが盛大に行われました。

生涯スポーツにつきましては、第60回県民体育大会が10月20日・21日の両日、唐津市・東松浦郡を会場として開催されました。武雄市選手団の方々には各競技で御健闘いただき、市の部で総合4位の好成績をおさめられたところです。

文化振興事業につきましては、武雄市民ジュニアウインドオーケストラの育成事業を実施しております。また、武雄市文化協会事業として地域住民のためのコンサート、「NHK交響楽団トップメンバーによる金管五重奏団コンサート」を低料金で提供し、市民の皆様をはじめ、吹奏技術の向上を目指す県内中学・高校生に一流の音楽を堪能していただきました。

文化財関係につきましては、柿田代遺跡の地中探査事業に取り組んでおり、遺構の確認作業を行っているところです。

図書館・歴史資料館では、開館7年目を前にして、9月16日、入館者200万人を達成いたしました。9月30日に「第7回エポカル武雄まつり」を開催し、あわせて入館者200万人達成の記念行事を行ったところです。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりであります。

今後とも、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。教育に関する報告とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

日程第6．意見書第3号 射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

意第3号

射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書

去る11月8日、佐賀県武雄市内の病院において入院患者が拳銃により殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。

このような暴挙は、安心して平穏な生活をおくりたいという国民の願いを踏みにじるとともに、法治国家に対する重大な挑戦であり、極めて憂慮する事態であります。

このような凶悪犯罪の再発を防止するために、国及び関係機関におかれましては、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、銃凶器の所持を許さない厳正なる対応と本事件の真相を早期に解明されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上であります。

議長（杉原豊喜君）

提出者の趣旨説明を求めます。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

意第3号 射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

去る11月8日、武雄市内で銃を使った殺人事件が発生をしました。それも命を救うべき現場である医療機関の中という大変な異常さであります。突然に命を奪われた被害者とその御家族の悲しみ、そして武雄市民に与えた恐怖を思うと、その怒りをあらかず言葉もありません。亡くなられた被害者に対して心からお悔やみを申し上げたいと思います。

このことは余りに不条理であり、暴力を使った犯罪は許されるものではありません。一日も早い全容解明を願うものであります。

犯人とされる者は暴力団関係者と報道をされております。11月24日には福岡県大牟田市で、また、27日には久留米市で銃や刃物を使っての殺害が行われております。市民や住民を巻き添えにした暴力団抗争事件が多発することは法治国家としての存在すら危うくするものであり、警察機関の徹底した取り締まりを強く求めるものであります。

銃撃事件が相次ぐ中で、銃による組織犯罪を厳罰化した銃刀法の改正が先月の11月25日に成立をしました。年内には施行されます。また、佐賀県警は12月1日、暴力団対立抗争事件総合対策推進本部を立ち上げられております。本事件の真相解明と関係機関の厳正なる対応を強く求めるものであります。

最後に、銃や刃物による殺人はもとより、暴力を伴う凶悪犯罪に対して、その根絶を強く求めるものであります。そのためには刑事司法機関の対応のみでは限界があり、先ほど樋渡市長の演告の中にもありましたとおり、官民を挙げた協力体制が必要不可欠であります。暴力根絶に向けた市民総参加の取り組みを強く進めなければなりません。私も暴力を絶対に許さないというその決意を胸に、この暴力事件、あるいは今後の暴力を許さない戦いを進めて

まいりたいと決意をいたしております。

以上をもちまして意見書の趣旨といたします。よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。意見書第3号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は所管の常任委員会付託を省略いたします。意見書第3号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意見書第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書第3号 射殺事件の真相解明と銃器犯罪の根絶を求める意見書は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書第3号は明記されております関係の方々に送付いたします。その送付文案につきましては議長に御一任願いたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、送付文案を起草の上、明記されております方々に送付いたします。

日程第7．決議第1号 安全・安心都市宣言に関する決議を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

## 決議第1号

### 安全・安心都市宣言に関する決議

安全で、安心して暮らせることが市民生活の基本であり、平穏な市民生活を送ることは市民共通の願いである。しかし、今日の社会は暴力により市民の安全・安心が脅かされている。

ここに我々は、平穏な日常生活と安全を確保するため法を遵守し、市民総ぐるみで全ての暴力を排除していかなければならない。

よって、武雄市議会は、関係機関と連携し、全市民とともに安全・安心の都市づくりを宣

言する。

以上、決議する。

議長（杉原豊喜君）

提出者の趣旨説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

決議第1号に対する趣旨説明をいたします。

先ほど意見書第3号によりまして全議員の賛同をいただきましたけれども、提出者から中身の説明がありました。あわせて、改めて私たちは安全・安心な都市づくりのために、この決議案を提案いたしております。

今日、マスコミでも銃器社会の問題、暴力団問題等々報道されておりますし、地域でも学校でも大変な安全・安心に対する不安感等があり、それに対する取り組みが行われております。そういう意味で、この武雄市議会におきましても意見書を提出するとともに、改めて私たちは関係機関と連携し、全市民とともに安全・安心の都市づくりを宣言いたしたいという提案趣旨でございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。決議第1号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決議第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

決議第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。決議第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、決議第1号 安全・安心都市宣言に関する決議は原案のとおり可決されました。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時33分